

# 東京帝國大學經濟學會

# 經濟論叢

第 四 號 第 十 八 卷

大正十三年四月一日發行

故戸田海市博士肖像并に哀詞

## 論 叢

虞夏書に見<sup>は</sup>れ<sup>た</sup>る政治經濟思想……………法學博士 田島 錦治  
 階級の動學的考察……………文學博士 高田 保馬  
 獨逸最近の社會學論……………文學博士 米田庄太郎  
 植民地の經濟政策に就きて……………法學博士 山本美越乃

## 時 論

不景氣と租稅……………法學博士 神戸 正雄

## 說 苑

一子相續制度に就いて……………經濟學士 八木芳之助  
 客觀的勞賃論の史的發展……………經濟學士 森 耕二郎

## 雜 錄

戸田博士逝く ○戸田海市君の追懷(西山幾太郎) ○戸田博士を憶ひ  
 て(福田巖三) ○戸田君の追懷(神戶正雄) ○追憶の斷片(河上肇) ○戸田  
 博士と私(河田嗣郎) ○戸田先生を憶ふ(小島昌太郎) ○戸田博士と大阪  
 市勞働調査事業(關 二)

## 說 苑

### 一子相續制度に就て (二完)

八木芳之助

#### 第一 緒 言

##### 第二 一子相續制度の本質

(一) 一子相續法の客體

(a) 間接一子相續法の客體

(b) 直接一子相續法の客體

(二) 一子相續法に服する農地所有者の法律的地位

(三) 相續順位

(四) 一子相續人の先取得分

(五) 一子相續人の共同相續人に對する關係

(以上前々號掲載、以下本號掲載)

(六) 農地の評價

(七) 遺言處分一子相續法の從屬性

##### 第三 一子相續制に對する批難

(一) 形式的批難

(二) 實質的批難

##### 第四 結 論

### (六) 農 地 の 評 價

一子相續法の制定に際し最も重要にして且つ困難なる點は、相續の對象たる土地の讓渡價格(土地價格)の確定である。蓋し一子相續法の一般規定にして當を得るも、若し遺產評價にして正當の根據の下に立たざる場合に於ては、豫期の成果を收め得ざるがためである。更に此の評價の困

難なる所以は一方には土地を繼承する一子相續人あり、他方に於ては相續分の賠償を要求する共同相續人があつて、二個の相反目せる利害關係者の衝突を見るを以てである。即ち一子相續人は土地を維持經營せんがため低廉なる評價を要求し、之に反し共同相續人は出來得る限り正當なる相續分の償却を要求し、低廉なる評價に反對するものである。一般人民の平等感情が増加し家族的精神の減退し農民階級の利己的感情の増進するに伴ひ家長は遺留分に關する平等分割規定に依りて一子相續人を優遇することを妨げられ、自由意思的行爲に依り行はるゝ相續契約に於ては兩者の利害關係を公平に協定すること益々困難となるに伴ひ、一子相續制の效果をして反つて反對の結果を齎すことを防止せんがため、一子相續法規に依る財産關係の規定は益々肝要となるに至つた。<sup>1)</sup>

農地相續に關し平等法規（羅馬法）の原則が弊害を齎す所以のものは、農業林業に利用せらるゝ土地が被相續人に對し、平等の地位に立つ共同相續人が平等の相續分を要求するために生ずる債務負擔を考慮せざるのみならず（遺留分權に依る遺言自由の制限）、尙又當該法制によれば動産並に不動産を一時的なる取引價格に依り評價し、普通の經營に依りて生ずる收益を根底とせざるに依る。ミキユエル氏の謂へる如く、都市羅馬法に於て發達せる資本價格による土地評價の見解を、直ちに收益價格に依る評價のみが合理的にして且つ正當なる全く異なる農業關係に適用せんとするは大なる誤謬である。吾人は吾人の法律に依り相續地を賣却せしむるやう強制するを欲せない。若し吾人にして少なくとも土地を一家に維持せしむることを許容するならば、土地を賣却せしむ

1) Büchenberger a. a. O. S. 410.

るやう強制を加ふべきに非ざることは何人と雖も之を否認し得ざる所である。然るに若し法律にして現實に起らざる第三者に對する現金賣却の前提に於て、相續賠償額を決定するならば其の間に於て人爲的強制を加ふるものであると<sup>1)</sup>。一子相續人の引受くる相續地の評價に就て收益主義を採用するが至當である。若し誤て取引價格主義を探らんか最近バーデンのシュワルツワルド地方に於ける一子相續制度の如く農場相續人の負擔を過重ならしめ農場の維持經營をして甚だしく困難ならしむるであらう。

現行一子相續法に於ては通常土地の取引價格に依らず、收益價格に依るものであるが、此の土地の收益價格が如何にして決定せらるゝやに就ては各法律により區々である。

ブラウンシュワイヒ、オルデンブルグの法律によれば相續地の價格は各場合別々に收益主義に依つて評價する。此の評價は區裁判所によつて任命せらるゝ審査委員の自由裁量に依つて決す。

被相續人の債務は農場以外の遺産より支拂ひ、之にて不足の場合には農場價格中より支拂ふ。審査委員の評價に關し爭議の起れる場合には係争物件たる土地價格の如何を問はず臺帳を管理する區裁判所の權限によつて決せられる<sup>2)</sup>。

上述の二立法に於ては評價委員は評價に關し何等の法律的訓令を受くるものではないが、シャウブルグリツペ、ハンノーバ、ラウエルブルグ、及びシュレンスウイヒ・ホルスタインの法律は特殊規定を有してゐる。即ち先づ第一に農場の實際の純收益が評價せられ、之に基いて農場の資本額が決定せられる。即ち農地全體(附屬物を含む)が現在の經營により普通産出すべき年々の純收

1) Verhandlungen der Generalversammlung des Vereins für Socialpolitik, vom 9 October 1882, S. 34.  
 2) Braunschweig. Ges. v. 1874 § 12, 13.  
 Oldenburg. Ges. a. 8. § 2, 3.

益を根底とす。現存の建物は所有者の住居並に經營に必要なる限り特別に評價せられず、之を農場價格中に包含せしむ。建物にして其他の目的に使用せらるゝ場合には、賃貸其他の方法に依つて抽出せらるゝ利用價值に従て評價せらる。かく算定せられたる年々の純收益より農場其他附屬物の負擔する租税を控除し殘額の二十倍（ブレーメンに於ては二十五倍）を以て農場の價格とす。被相続人の負債は農場以外の遺産より支拂ふ。若し之にて不足の場合には農場價格中より支拂ふものである<sup>1)</sup>。

以上の各立法は農地の評價を個々の場合に特別に決定するものなるが、ウエストフアーレン及びブランデンブルグに適用せらるゝ農地法に在ては、個々の農地の收益評價に依らず一般的に確定せられたる租税臺帳の純收益を基礎とす。

ウエストフアーレンの立法者の意見に依れば、各農地の現實の純收益を基礎とする個々の評價は取引價格主義に依る評價と同様に次の如き缺點を存するものとせらる。（イ）時々の不正常的なる市場關係並に評價委員の個人的見解に従ふが故に容易に專斷に陥り易い所であつて、（ロ）被相続人は豫め農地が死後如何に高く評價せらるゝかを知り得ざるが故に、死亡の際に適切なる處分を行ひ難い。立法者の意見に依れば若し農地價格にして租税臺帳の純收益に依る場合に於ては各農場所有者は此の純收益に法律規定の數（十六、二十、二十五倍等）を乗することに依り容易に之を算出し得ると謂ふに<sup>2)</sup>ある。

ウエストフアーレンの農場法に従へば農地の價格として不動産租税臺帳の純收益の二十倍の額

1) Schaum, Lipp. Ges. §26-33.  
Hannov. Ges. v. 1874. §15, 16.  
Lauenb. Ges. § 14, 15.  
Schlesw. Holst. Ges. § 13, 14.  
Bremen Ges. § 14, 16.  
2) Miakowski, a. a. O. S. 429.

も以てする。尙土地所有者の住居又は經營に用ゐられざる家屋は家屋税の基準たる利用價値の二十倍を加ふ。地價は一般の規定に従て評價せられたる後尙次の諸價格を加ふ。(イ)農地に附屬する有用なる權利は二十倍の價格にて、(ロ)立木の價格、(ハ)農地に存する工業的設備の價格等である。農地の負擔する公課は之を農地の純收益中より控除することなく、土地相續人に移轉するものとす。

プランデンブルグの農地法によれば農地價格は租税臺帳收益の三十倍とし、家屋税を納附する家屋は利用價値の二十倍とする。之に次の諸價格を加ふ。(イ)土地及び家屋に結合する利用權利價値の二十倍、(ロ)立木の價格。(ハ)農場に存する設備にして農業林業に利用せられざるもの、價格等である。

### (七) 遺言處分權 一子相續法の從屬性

現行一子相續法は上述の如く補充的性質を有し従て農場所有者の遺言處分は廣大なる範圍に於て許容せらる。此の遺言處分權は個々の法律によつて宣言せらるることあり、或は所有者に許容せらるゝ權能の結果間接に生ずることがある。農場所有者は左の權利を有する。

(1) 全農地若くは其一部分に對し一子相續法の適用を排除し、普通相續法を採用し若くは特別なる遺言處分を行ふことを得る。農場臺帳に登録せられたる農地に在ては登記の抹消に依り——再登記に至る迄——一般相續法に服する。農場臺帳への据置により一代若くは數代の相續に對し、一子相續法の適用を排除することを得る。

(2) 法律規定と異なる一子相續人の選定を一般相續權能ある子供中より爲すことを得る。  
(3) 農場評價に關し法律規定と異なる評價を爲し、先取得金の増加又は減少に依り一子相續人の優遇を法律規定より異なつて定むことを得る。

(4) 共同相續人の賠償金の支拂はるゝ期間及び方法を確定することを<sup>1)</sup>得る。

被相續人の死亡の際に於ける處分權に就ては一子相續法に依れば遺留分權に就てのみ拘束せらる。即ち一子相續人に非ざる共同相續人の遺留分の計算に對しては、此の法律に依て評價せられたる相續財產額を規準とし、一子相續人の遺留分に就ては一般法に基き評價せらるゝ相續財產を標準とするの規定を設けてゐる。

是れ若し一子相續法の目的にして農場を秩序的に相續人の手中に於て維持經營するの點に存するならば、一子相續人と並びて相續權能を有する共同相續人の遺留分をして過大ならしめざるを必要とし、之に反し一子相續人の遺留分は農地を完全に維持し得るに充分なる程度に保たんとの考慮よりして一子相續人には遺留分に關する有利なる一般法の規定に依り、他の共同相續人の遺留分と同一列に置かなかつたのである。

上述せる所により一子相續制度の如何なるものなるやに就て略述せる所なるが、現行一子相續制に於ては古代の強制的拘束的形式より漸次一般法への接近が行はれた。従て現行一子相續法たるや何等絶對的強制的性質を帶ぶることなく、よく近代農業制度に適應するに至つた。今日の農

1) Hannov. Ges. § 17-20  
Schlesw. Holst. Ges. 15-18  
Oldenb. Ges. a. 11  
Brem. Ges. 18-21  
Lübeck. Ges. a. 4 Brandenb L. G. O. 14-16.

業制度の依つて基く原則は土地所有權者の自由處分權能を認め土地所有者をして一般平等原則に服せしむるに在り。従て一子相續法が今日の法制の構造を攪亂せざらんがためには必然此の現在農業制度の根本原則を採用することを要したのである。かくて現行一子相續法は土地所有者の生存中の契約により、又は死亡の際に於ける遺言に依り明白なる處置を爲さざる場合に於て之を適用するの補充法となるに至つた。又一子相續人は今日の時代思想たる自由平等の勃興に伴ひ、古代の如き一子相續人の優先を許さざるに至り漸次普通相續法に接近するの傾向を示し、一子相續地の評價、一子相續人の先取得金の計定に就ても相續地を家族に於て維持經營し得るの限度に留むるに至り漸次拘束より自由への進展の跡を示してゐる。

### 第三 一子相續制に對する批難

#### (一) 形式的批難

(a) 若し一法制にして廢止すべきものたる以上、之と密接不可分の關係に立つ他の法制も亦廢止すべきである。即ち一子相續法たるや拘束的農業制度特に農地の不可分割の結果である。然るに今日の農業制度たるや自由主義制となつた。従て一子相續法も亦普通法に代らざるを得ない。所有地の拘束、一子相續法は所有地の自由處分並に普通相續法と反對的條件をなす制度であると。<sup>1)</sup> 所

此の批難に謂へる如く農業制度は古代の拘束より自由へと發展することは明白である。此の傾

Braunsch. Ges. v. 1858 § 27-29.  
 Braunsch. Ges. v. 1874 § 1, 5, 11, 14, 19,  
 Schaumb=Lip. Ges. 21 22.  
 Westph. L. G. O. 21, 22.

1) B. F. Waldeck, über das bauerliche Erbfolgesetz in der Provinz Westphalen, Arnshurg. S. 8, 10.



向たるや世襲財産及び古代の強制的な一子相續制の廢止によつて明白に認めらるゝ所である。又往々にして一子相續制は農地の不分割と關係し、此の不分割は通常一子相續制を誘導せる所なるが然し兩者は決して論者の謂へる如く不可分の因果關係を有するものではない。土地所有地の拘束は往々にして普通法と同時に適用せられたるの例は乏しからず。例へばサクセン王國に於ては土地は一子相續法に從て相續せられざるに拘らず、所有地の七割乃至七割五分は法律上の拘束を被てゐる<sup>1)</sup>。他方現行一子相續法によれば一子相續制と普通法とを同時に適用せしむるものにして、即ち一子相續法は普通法の補充法として適用せらるゝものである。由之明白なるが如く一子相續制は所有地自由處分並に普通法と反對條件を爲さざるや明かである。普通法による分割相續制にして農地の不經濟的細分を促し其の弊害の甚大なるに於ては、之を放任することなく一子相續制によつて之を防止せんとするは必ずしも不當の策ではない。

(b) 一法制を採用せる原因にして最早や存在せざるならば、該法制は早晚之を排除せざるべからず。古代に於て一子相續法の採用を促したる領主の利益及び國庫の利益は現存せず、從て此の一子相續制は最早や存在の根據なきが故に之を廢すべきである。

一見此の結論は正當なるが如きも實は然らず。蓋し一子相續制を發生せしめたる動機は、後に他の動機に依て代らるゝことあり。斯くて此の新動機にして古代の動機を廢止せしむるに有効なる場合には古代の制度の存續を正當とすべきである。此の制度の存續は此の場合全く變更せられたる方法に於てか若しくは古代法制に多少の本質的變更を加へて後行はるゝを常とする。

1) Miakowski, a. a. O. S. 240

(c) 一子相續法に向けらるゝ批難にして同様形式的性質を帶ぶるものは一子相續法は法規統一性の原則を破る、即ち農業林業に利用せらるゝ所有地に對し、他の動産に適用せらるゝものと異なる法規を適用するは不當なりと謂ふにある。詳言すれば土地私有權を動産私有權より區別するは正當でない。斯の如き區別は既に全く克服せられたる歴史の見解である。所有權の包含する權利の概念從て使用、相續及び處分權能は事物の種々なる性質に依て變化するものでない。不動産は自由處分權を排除する特殊所有權を構成すとの觀念は吾人の現行法的觀念に矛盾するものであると。

上述の批難に對しては農地及び一般動産の間に存する根本的相違、就中土地は自由之を移轉するを得ず、且つ自由に増加し得ざるものであつて、不代替的にして土地の價値を毀損することなくして無制限に細分するを得ない。此の如き土地の特殊性は一般相續法と並びて農業林業に利用せらるゝ土地に對する特殊相續法の存在を可能ならしむるに充分である。ロツシャアの謂へる如く、土地動産化の自由は決して平等思想を追求するものでなく寧ろ不動産たる土地と他の動産との區別を無視せるものである。蓋し土地は本質的に動産と區別せらる可きものにして過度の分割は防止せらるべきである。即ち當時の集約程度に應じ適度の大きさを有する土地にして細分に依り土地の價値を失ふは、恰も寶石、船舶、繪畫及び馬等が分割によつて價値を失ふと同様である<sup>1)</sup>。土地所有者の經濟的考慮を拘束することなく間接に特殊相續法に依て所有地の無分別なる分割を防止せんとする相續法規は少なくとも正當なる法規の分枝である。加之土地の特殊なる性質

1) Roscher, Betrachtung über die neuen preussischen Gesetze zur Erhaltung des Bauernstandes, im Septemberheft vom Nord und Süd Jahrgang, 1882.

を問題とし動産と異なる法律を適用すと雖も、こは新奇なる原則を適用するに非ずして寧ろ既に古代の法律に依り根柢を有する思想、即ち立法の制定に際し土地の國民經濟的性質に於ける相違を標準とすべきであるとの思想を復活するに過ぎない。過去の特殊立法の遺物に於て共通の原則を發見し之を現代の要求に適應して改造し古代の消極的農業立法に積極的方向を與ふるは至當の方策である。

## (二) 實質的批難

(a) 新時代の一子相続法に對する批難は單獨相続制度そのものに向けらるゝものでなくて、寧ろ一子相続人の共同相続人に對する優遇に關するものにして、之を以て個人主義的現代社會の一般法理に違反すと謂ふに在り。一子相続制に對する反對理由としてブレンタノーは次の如く謂ふ。

農地の絶對的平等分割は有ゆる場合に於て農業經營上有利なるものでない。特に經營上の技術的見地に基き分割を經濟的に有害と認むる場合に於て、一人に依る農場相続は有ゆる場合に於て之を是認すべきである。何人と雖も其の子供に工場若しくは高價なる繪畫を遣せる場合に之が實物分割を承認する人なきと同様に、若し農場にして經濟的關係に於て技術的一單位として取扱はるゝ場合に於て、一人相続の増加するは有ゆる場合に於て進歩と看做すべきである。然し乍ら一人の子供のみが工場若しくは高價なる繪畫を取得し他の子供にして何物をも取得せざるか、若しくは不充分なる賠償を得るに過ぎざるならば、何人も之を正當とせないであらう。然し乍ら一方に於て相続財産の單一性を維持し、他方總ての子供の利益を確保する爲めには他の方法がある。即

ち共同相續人に充分なる賠償を與ふるか、又は相續財産を賣却し其の代價を平等に分割するかの何れかにある。斯くて一子相續法と普通相續法との區別は土地の不分割繼承と實物分割との區別に在せずして、寧ろ共同相續人を犠牲として一子相續人を優遇すると遺産價額の平等分割との區別である<sup>1)</sup>。

惟ふに此の一人の子供に財産權上の優越を與ふことは時代精神たる自由平等の感情に反するものである。農民階級内に於て家族的精神が減退し、利己的衝動の優勢となるに伴ひ、他の兄弟を犠牲として一人の子供に財産權上の優越を許容する法規を維持することは益々困難となり、又益々疑問となる。斯の如き考慮よりして一子相續人の特權が全然排除せられ、從て一子相續人及び共同相續人間の遺産分割に關し一般相續規定を適用し、總ての子供を同一基礎に於て之を遇するの見地よりすれば、相續開始の場合に於ける一子相續人の地位は餘り羨望すべきものではない。之を實際に就て見れば四人の子供のある場合には一子相續人の相續地は地價の四分の三の負擔を生じ、五人の子供の場合には五分の四の負擔を生ずる。一子相續人の適度の特權なく又相續分を賠償すべき不動産以外の資金の存せざる場合に於ては一子相續制の實行は甚だ困難である<sup>2)</sup>。適度の限界内に於て一子相續人の特權を保證するは結局兄弟自身の利益である。蓋し共同相續人は一子相續人の繁榮せる場合に於てのみ相續分の賠償を保證せらるるものにして、且つ共同相續人の困窮に際し父祖の土地に避難所を見出し得る所である。若し平等分割を爲さんがため相續地を第三者に賣却せんか、家族は土地を永久に失ふに至り一子相續制本來の目的を失ふこととなる。

1) Brentano, Anerbenrecht und Grundeigentum S. 42

2) Büchenberger, Agrarpolitik S. 88.

(b) 一子相續人は他の共同相續人に賠償を與ふるため農地に負債を起して困難することがあるとして批難せらる。

一子相續制の下に於て共同相續人たる兄弟の相續分を辨濟すべき資金が土地以外に於て存在せない場合に於て、一子相續人の地位は甚だ危険なるものである。一子相續人は相續開始の瞬間に於て著大なる債務を負擔するものにして此の債務の利子及び元本は農地經營の收益中より支拂を要し、此の債務辨濟規定の如何を問はず一子相續人の強制債務は一子相續制と密接不可分の隨伴現象である。従て一子相續法の實施せらるゝ地方は他地方に比し一般に高率なる債務を負擔するや明白なる所である。此の強制負債たるや一子相續制度を根本的に批難すべき原因たらずと雖も一子相續法が絶對的に必要ならざる地方に於て當該制度を移植することを回避すべき動因を與ふるものである。<sup>1)</sup>

然し一子相續人に課せらるゝ賠償義務より發生する一子相續法に對する批難は、若し一子相續制にして、賠償債務に對する適度の償還方法を規定する積極的信用制度、及び債務を負擔せる一子相續人をして不慮の損害に依り惹起せらるゝ強制執行を多少緩和する債務法、更に農民をして不慮の災害より保護する農業保險制度に伴はるゝ場合に於ては稍緩和せらるゝであらう。かゝる積極的施設たるや農民階級にして經濟的遠慮心、並に家族的考慮心を缺く地方に於ては、常に之を有效ならしむるため多少の強制的性質を缺くを得ない。斯る地方に於ては此の種の農業法の制定は必要であつて、相續立法に依り發生する強制債務を一定期間内に償却せしむるの考慮を拂は

1) Büchenberger, a. a. O., S. 89.

ない場合に於ては一子相續制度の實行は一子相續人をして困難なる地位に陥らしむるであらう。

(c) 共同相續人に賠償するに當り計算の基礎として土地の収益價格を採るべきことは前述せる所である。然るに此の収益價格の算出たるや非常の困難と闘はざるを得ない。特に農地に於て土地の収益に關する記録を備ふることは稀である。況や本來の農家簿記に於てをや。従て土地収益評價は一定の機關の自由裁量に一任せらるゝ所であつて此の評價が一子相續人に果して適切なりや否やは甚だ疑問である。現行法に於ては明白に過度に高き評價に於ても相續を放棄するや否やの選擇を與へらるゝことなし。従て農地評價に於ける誤算は一子相續人の不幸なる結果を齎すものであつて、一子相續制が何等の必要なきか、又は僅少の必要あるに止まる場合に於て、此の地方に一子相續制を採用するは之を避くべきである。蓋し収益價格に従ふ土地評價を規定する重要法規は實施に際し甚だしき困難に遭遇するからである。<sup>1)</sup>

是れ確かに事實である。一般農家に簿記の風行はれ、農業評價學の普及するに至らば此の困難は減少するであらうけれども、今日に於て精密に農場の収益を算出するは不可能と謂ふべく、極めて大體の推定たるに止まるであらう。

(d) 相續に際し土地分割は之を防ぎ得るも平時の農地分割、賣買、抵當、讓與等を認むるに於ては中小農地の細分喪失を完全に防ぎ得ないであらうと論ぜらる。

一子相續制の本來の目的たるや相續なる偶然の事情に基き農地の經濟的技術的單位等を考慮することなく細分せらるゝことを防止せんとするのであつて、スタインの謂へる如く、<sup>2)</sup> 相續分割は

1) Büchenberger, Agrarwesen und Agrarpolitik B. I. S. 415, 416.

2) L. vs. Stein, Handbuch der Verwaltungslehre. S. 6. 39. 640.

經濟的原因よりも寧ろ偶然の原因に依るが故に本來不當である。と謂へるやう相續に際し土地を不經濟的に諸子に均分する弊を除かんがためである。従て平時に於ける農地分割賣買等に對する施設を缺如せるは勿論である。かゝる平時に於ける所有地拘束は果して國民經濟上有益なりや否やの論議は之を他日に譲るであらう。

(c) 一子相續に服する農場の面積に制限なきが故に大地主の農地と雖も分割せらるゝことなく、爲めに土地の兼併の勢を増進し不合理なる土地所有状態を出現するであらう。加之土地を全部一子に與へ分割を豫防するも其の者にして自作せず、之を分割して小作せしむる場合に於ては國民經濟上何等益することがない。否小作小農の存在は自作小農の場合よりも寧ろ弊害の多い所である。

一子相續制は平素の土地分割並に遺言に依る土地分割を妨げないから大地主の土地と雖も分割せらるゝの機會無きに非ざるも、斯制の存在は之を困難にするは明白である。土地兼併の弊の甚だしき地方に於ては一子相續制の適用せらるゝ所有地の最大限度を規定するの必要も起るであらう。

若し一子相續人にして相續地を自作せず、之を小作に附するに於ては國民經濟上寧ろ有害である。ブレントナーの謂ふやう、土地を一家に維持せざるべからずとの標語を以て一子相續法を主張するものなるが、此の要求たるや若しも一子相續人にして諸子均分制に依て新に土地を獲得するものに比し一層長く耕作する場合に於てのみ正當である。土地所有權は全人類の共有たるものを

獨占的に利用せしむるの特權として、土地を愛撫し改良するの義務を有すと<sup>1)</sup>。誠に然りと謂ふべきである。若し土地所有者にして土地の耕作改良を止むるならば國民經濟上土地所有權を主張すべき何等の理由もない。土地所有權は單に地代を獲得するの手段に過ぎずとの見解より出發して確實なる私有制度の理論を立つるを得ないのである。<sup>2)</sup> 現行一子相續法には此の點に就て何等の制限をも設けてゐないが、或程度まで此の弊害を防止すべき新規定採用の必要を思はしめる。

#### 第四 結 論

要之一子相續制には利害共に存してゐる。之を以て多少農地の細分を防止し得るも、同時に大地主の土地兼併を生ぜしむるの恐がある。従て一子相續制度を一般に普及せんとするの要求は之を適度に解すべきである。一定前提の下に於ては一子相續制は健全なる農民階級維持の爲めに必要なる所なるが、他の前提の下に於ては分割相續制も亦多少の經濟的意義を有するものである。従て農民相續法に於て農業問題の真髓を認めんとするのは當該制を過大視せるものである。之に反し他方無制限なる自由分割は到る處農地を分裂せしめ、不幸なる無産者を生ぜしむるものではない。例へば氣候温和にして豊饒なる地方或は大都市の附近にして園藝的耕作を行ひ又工業の發展のため農民家族の餘剩勞働は常に副業の機會を有する地方に於ては、分割相續制必ずしも弊害を伴ふものではない。かゝる地方に於ては多數の相續人は其の相續地を賣却するが故に、常に多數の土地は市場に賣却せられ従て農地を所有せざる者も容易に之を購入するの機會が與へられ、又小農地所有者は適當に之を擴張することを得。此の事情は農民の勤勉節約を促す所である。かゝる地方は普通都市に接近せるが故に、其の影響を被り自由平等思想が一般に發達し一子相續制の

1) Brentano, Erbrechtspolitik. S. 397

2) J. S. Mill, Principles of political economy p. 235



根本條件たる家族的精神が衰退しつゝあるを以て、かゝる地方に於て一子相續制を採用せんか共同相續人は必ずや充分なる相續分を要求するであらう。加ふるにかゝる地方の集約的園藝的農業は多額の經營資本を必要とする。若し共同相續人に充分なる賠償額を支拂ふ場合に於ては、家畜器具機械等を充分利用するの經營資金を缺き、其の結果經營收益の減退を齎らし相續分償却は甚だ困難となるであらう。吾人にして古代に於ける一子相續制度の永續せるの故を以て直ちに現代に於て其の妥當性を求めんとするは、一子相續人の兄弟は昔時の如き婢僕の状態の下に家庭に於て働き其れ以上要求せざりし時代を回想せるものにして誤謬たるを免れないであらう。個人主義の益々勃興せる現代に於ては一子相續制は寧ろ一般普通法と相並んで適用し其の施行範圍を特定地方に限るべきである。即ち立法の個性化を茲に實行すべきである。森林地方山岳地方等一般的に經營條件の不利なる地方に適用すべきであらう。

竊て本邦を見るに古來より長子相續制行はれ、我が民法の規定又之を認む。民法第一一三〇條以下には遺留分の規定を設けて特に家督相續人を保護してゐる。而して本邦農家の大部分は慣習上必要上其の農地の全部を一子に相續せしむるを常とする。即ち本邦に於て農地に關する特定法律無きも事實に於て一子相續制行はる。只我國に於ては一般原則として諸子均分制を採らざるを以て共同相續人なるものなく、農地相續に際し特に同胞に賠償するの要なし。之を見るに本邦の一子相續は獨逸等に比し甚だ強大なるの觀あり。是れ我國に於ては特殊の家族制度に基くものなるに依る。然し時代の發展に伴ひ自由平等思想の發達に従ひ歐洲各國のそれの如く今日我國の長子相續制も亦漸次其の強大さを失ふに至る傾向を認めざるを得ないであらう。